

船舶インシデント調査報告書

令和8年2月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和7年6月15日 09時40分頃
発生場所	兵庫県淡路市富島港北西方沖 富島港北防波堤灯台から真方位331°1,130m付近 （概位 北緯34°33.6′ 東経134°55.6′）
インシデントの概要	遊漁船Due Southは、漂流中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和7年7月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 Due South、4.9トン 250-51717兵庫、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力213.3kW、回転数 毎分2,700、6気筒、ボア105.9mm、使用燃料軽油、機関製 造年月日不詳、平成17年9月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者等	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客10人を乗せ、遊漁の目的で兵庫県神戸市所在のマリーナ（以下単に「マリーナ」という。）を出航し、富島港北西方沖で漂流していた。</p> <p>船長は、主機の冷却水高温警報が鳴ったので主機を中立とし、主機排気管から海水の排出量が少ないことを確認し、また、機関室のアクリル製の海水フィルターを目視して海水流量が少ないことを確認した後、主機を停止した。</p> <p>船長は、運航不能と判断して118番通報を行い、救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇によってマリーナまでえい航された。</p> <p>修理会社は、本インシデント後、本船の主機冷却海水ポンプ（以下「本件ポンプ」という。）のゴム製インペラ（以下「本件インペラ」という。）を点検したところ、経年劣化によって破損していることを認めた。本件インペラを新替えしたところ、主機は正常に動いた。</p> <p>船長は、約2年半前に本船を中古で購入時、インペラを交換していたが、その後、本インシデント当日まで主機の作動状況に異常がなかったため、本件ポンプの点検及び整備を行っておらず、本件インペ</p>

	<p>ラが経年劣化していることに気付かなかった。</p> <p>船長は、取扱説明書を所持していなかったため、本件ポンプの点検整備についての詳細を知らなかった。</p> <p>(写真1 本件ポンプ 参照)</p>
分析	<p>本船は、船長が、本件ポンプの点検及び整備を行っていないことから、本件インペラが経年劣化によって破損し、冷却海水が送られず主機が運転できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、約2年半前に本船を中古で購入時、インペラを交換していたが、その後、本インシデント当日まで主機の運転状況に異常がなかったことから、本件ポンプの点検及び整備を実施しなかったものと考えられる。</p> <p>船長は、取扱説明書を所持していなかったことから、本件ポンプの点検整備についての詳細を知らなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、船長が約2年半本件ポンプの点検及び整備を行っていないため、本船が漂流中、本件インペラが破損して冷却海水が送られなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶所有者は、搭載機器や設備に関する取扱説明書等に従って点検整備を実施し、機器等の状況に応じて部品等の新替えを行うこと。 ・ 中古で船を入手した船舶所有者は、搭載機器や設備に関する取扱説明書を入手したり、製造会社等に問い合わせたりして、点検整備の要領を確認すること。

写真1 本件ポンプ

